

観光シティプロモーション推進事業

支援業務委託仕様書

令和元年6月

令和元年度 観光シティプロモーション推進事業支援業務委託仕様書

1 事業名

観光シティプロモーション推進事業

2 事業趣旨

本市における滞在型観光のまちづくりを実現し、長期的な交流人口の増加や経済の安定を図るため、国内外の観光客をターゲットに、まちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

3 これまでの取り組み

- (1) 本市では平成 28 年度に観光シティプロモーション戦略を策定し、「からだにいいこといいとこ 津山たび」をコアコンセプトに、2020 年の東京オリンピックに向けて、平成 28 年、29 年は初動期として認知度の向上、平成 30 年以降は本格誘客期として国内外からの誘客を図り、滞在型観光の創出を目指している。
- (2) 平成 29 年 3 月から本市のイメージの一つである「ホルモン」をキーワードに市内の観光資源と掛け合わせ「幸せホルモンあふれる旅。津山市」として認知度向上に取り組んできた。

京阪神地域の JR 駅・ショッピングモールのデジタルサイネージやポスターの掲示、人気ユーチューバーとのコラボレーション、Web での記事広告などのメディアを活用してきた。
- (3) 平成 30 年度は、近年岡山県への来客数が増加している台湾及び旅行意欲の高い国内の F1 層をターゲットに、本市の歴史・文化が育んだ独自の「食」をテーマとし、且つ、「一流」「ほんもの」のイメージのプロモーションを行ってきた。

また、台湾での旅行博（11/23～11/26）、ツーリズム EXPO ジャパン（9/20～9/23）といった大型観光イベントでのプロモーション及び台湾で人気の雑誌並びに Web サイトを中心とした各種メディアを活用し、「津山さくらまつり」「津山まつり」「もみじまつり」といった本市の観光イベントを中心に誘客を図ってきた。

一方で、滞在型観光取り組みの一環として、体験プログラムを造成し体験を通して本市の魅力を発信している。

4 これまでの事業内容(参考)

□平成 28 年

①クリエイティブ

「幸せホルモンあふれる旅。津山市」の製作

②メディア

- ・ JR 西日本駅構内におけるデジタルサイネージ及びポスター広告
〔JR 大阪駅、JR 岡山駅、JR 倉敷駅及び JR 福山駅〕
- ・ 県南ショッピングモールでのデジタルサイネージ
〔イオンモール岡山及びアリオ倉敷〕

- ・雑誌裏面への広告掲載〔関西 Walker 裏表紙〕

□平成 29 年度

①クリエイティブ

「幸せホルモンあふれる旅。津山市」の活用

②メディア

- ・人気ユーチューバー 木下ゆうか氏による動画配信
〔Youtube 再生回数 60 万回以上〕
- ・Web 情報サイトへの特集記事の配信
〔ラーチーゴー！日本：PV5, 238 回（3/2-5/2）〕
〔デイリーポータルZ：PV17, 538 回（2/8-2/27）〕

□平成 30 年度

①クリエイティブ

台湾向け「出発吧！津山 Go！Tsuyama」の製作

国内向け「暮らすように旅する、津山」の製作

②メディア

- ・台湾情報誌「秋刀魚」小冊子発行
〔約 50, 000 部発行〕
- ・Web 情報サイトへの特集記事の配信
〔HereNow 台湾版：PV18, 084 回（1/8-3/15）〕
〔HereNow 日本版：PV15, 853 回（1/8-3/15）〕
〔秋刀魚 Web 版：PV14, 514 回（1/15-3/15）〕

5 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 23 日（月）

6 委託金額

7, 5 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税の税率を 10%として計算した税込金額）

7 委託する業務内容

観光シティプロモーション戦略の最終年として、平成 30 年度の流れを引き継ぎつつ、さらなる観光誘客に結び付く具体的な取り組みを行う。（戦略では、今年度は「インバウンド期」としているが、国内にも訴求する内容とする。）

(1) プロモーション動画の企画・製作

①製作イメージ

プロモーション動画のテーマは、「春は津山」とし、春の津山に訪れたいくなるような、津山市の「一流」「ほんもの感」をイメージできる”洗練された”内容のものとする。

なお、動画に使用するコンテンツのうち、津山城（鶴山公園）の「津山さくらまつり」の撮影動画（ドローン撮影及び園内撮影）は本市が所有しており、これを活用して製作すること。

②製作物について

様々な媒体での広告展開をすることを想定して、動画の時間は以下の2パターンを製作すること。また、解像度はフルハイビジョン及び4Kとする。

- ・観光商談会等でのプロモーション用：3分～5分程度
- ・テレビCM、Web広告等用：15秒～1分30秒程度

提案書では、絵コンテを用いるなどし、動画の構成が理解できるようにすること。

※2パターンの製作を必須とするが、製作物の時間については、次項(2)動画の広告展開と連動した時間とすること。

③製作時期

令和元年9月～12月

プロポーザル時は、企画提案書にタイトルやその解説、効果、類似実績の資料(作成した動画(2分程度のもの))、見積額(内訳を含む)等を示すこと。

(2) 動画の広告展開

①内 容

上記プロモーション動画を使用した広告展開を行うこと。

②エリア及び媒体

台湾及び京阪神エリアを中心に、テレビやウェブ、その他の媒体など多様なメディアを検討し、その中でも効果的なメディアを提案すること。

③時 期

「春は津山(3～4月)」に向けた、春季の津山市への誘客をメインとした提案を行うこと。

プロポーザル時は、広告展開の時期、期間、メディア等について提案し、その解説や理由、そして見積額(内訳を含む)等を示すこと。

(3) その他情報発信

①内 容

以下のいずれかを実施し、国内外問わず、春を中心に本格的な誘客に結び付くような企画提案を行うこと。

- ・インバウンド(台湾)を対象としたFAMツアー

台湾の観光局、旅行会社、インフルエンサーの起用など、台湾人観光客が本市を訪れたいくなるような提案を行う。

- ・F1層向けのイベント

国内F1層にリーチするイベントの実施などの提案を行う。イベントは、SNSの活用を必須とする。

②時 期

令和元年11月～2月

プロポーザル時は、実施するイベント等の時期、期間、その他詳細について提案し、その解説や理由、そして見積額(内訳を含む)等を示すこと。

8 納品物・納期・納品場所

下記のことを津山市産業経済部観光振興課（津山市山北 520 番地）に納品すること。

(1) 上記プロモーション動画に関する成果物

企画実施に伴って制作したプロモーション動画等のデータ（2部提出）

（データはハードディスク等メディアに収録し納品すること。）

納期：令和2年1月24日（金）まで

(2) 広告展開に係る実績報告書

各種メディアでの広告換算額や広告掲示写真、期間等情報、ネットメディアの場合にはアクセス状況等を記した報告書（2部提出）※データも納品のこと。

納期：令和2年3月13日（金）まで

(3) その他情報発信に係る実績報告書

イベント等の内容、参加者、イベント時の写真、SNS 発信等を行った場合はアクセス状況等を記した報告書。（「(2) 広告展開に係る実績報告書」と同じ報告書に記載してもよい）（2部提出）※データも納品のこと。

納期：令和2年3月13日（金）まで

9 その他、業務遂行上の留意点

(1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

(2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、観光振興課と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

(5) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。

(6) 企画提案書等の取り扱いについて

①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作権はその内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。

(7) 成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作権と異なる場合には著作権者人格権を著作権者に行使させないものとする。

(8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複製又は、漏洩してはならない。

(9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。